

入間市重度心身障害者医療費助成事業の見直しについて

1 入間市の現行制度概要

市の条例に基づき、重度心身障害者が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金（自己負担額）を県と市で助成する。負担割合は県 1/2、市 1/2。

なお、市単独で入院時の食事療養費の 1/2（20 歳未満は全額）を助成している。

(1) 助成対象

○身体障害者手帳 1 ～ 3 級

○療育手帳マル A、A、B

○精神障害者保健福祉手帳 1 級（精神病床の入院費用は助成対象外）

○後期高齢者医療制度の障害認定を受けている者

(2) 実績額

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度（見込）
医療費	269,531,628 円	261,534,808 円	266,652,871 円	289,892,862 円
食事療養費	18,641,658 円	16,592,380 円	15,421,395 円	12,413,880 円

(3) 子ども（18 歳になる年度末まで）に対する医療費助成の優先順位

1 ひとり親家庭等医療費 2 重度心身障害者医療費 3 子ども医療費

2 県の対応

(1) 重度心身障害者医療費助成の対象に精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている者を追加する。ただし、助成する医療費は、自立支援医療の精神通院（参考資料参照）に係る自己負担額のみ。

(2) 令和 8 年 1 月以降、条例改正やシステム改修等の準備が整った市町村に対し補助を行う。

3 入間市の対応案

- (1) 県に合わせ、重度心身障害者医療費助成の対象に精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けている者を追加する。助成する医療費は、自立支援医療の精神通院に係る自己負担額とする。ただし、18 歳になる年度末までの精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の者については、助成範囲の点から、重度心身障害者医療費ではなく、子ども医療費において助成対象とする。

※精神 2 級対象追加により、概算の最大値で 55,000,000 円程度支出増となる。

- (2) 市単独の入院時の食事療養費助成については廃止する。ただし、子ども医療費においても入院時の食事療養費を全額助成していることから、公平性の点から、18 歳になる年度末までは重度心身障害者医療費においても全額助成する。

※助成内容に違いはあるが、県内で入院時の食事療養費助成を行っているのは、入間市を含め 22 自治体。うち 14 が市で、近隣では所沢、狭山、飯能市が助成を行っている。なお、所沢市は食事療養費助成廃止の方向であり、狭山市も廃止を検討していきたいとのこと。

4 今後のスケジュール案

第 1 回審議会（諮問）	令和 7 年 5 月 26 日
第 2 回審議会（審議）	令和 7 年 7 月 30 日
第 3 回審議会（答申）	令和 7 年 9 月 29 日
条例改正	12 月議会（12 月 17 日閉会）
市民周知開始	令和 8 年 1 月
◎精神 2 級対象追加	<u>令和 8 年 4 月</u>
◎食事療養費助成廃止	<u>令和 8 年 10 月</u>